

愛川町町営住宅条例の一部改正に当たり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由

愛川町町営住宅条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。今回の改正は、平成19年6月1日付け国土交通省住宅局長通知及び警察庁暴力団対策課長通知に基づくものであり、全国の地方自治体において条例改正を行うことにより、警察と連携しながら国全体で公営住宅からの暴力団排除の対策が講じられることを目的とするものであります。

こうしたことから、法令の制定又は改廃に伴う条例改正の場合については、パブリック・コメント手続を実施しないことができるとしている愛川町自治基本条例第19条第2項第3号の規定を準用するとともに、併せて条文の整備も行うため同項第4号（軽微なもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。